

定

款

株式会社 ア サ ヒ ペ ン

第1章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、株式会社アサヒペンと称する。
英文では、ASAHIPEN CORPORATIONと表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1．下記物品の製造、加工、売買および輸出入
 - (1) 塗料
 - (2) 塗料原材料
 - (3) 油脂
- 2．家庭用雑貨の製造販売
- 3．下記物品の売買および輸出入
 - (1) インテリア用品、建築用資材、家具、家庭用電気製品
 - (2) 塗装用具、日曜大工道具、機械工具類
 - (3) 衣料品、寝具
 - (4) 食料品、清涼飲料水、酒類、アルコール、農畜産物、水産物、ペットフード
 - (5) スポーツ用品、園芸用品、娯楽用品、玩具、化粧品、化粧用具、靴、日用雑貨品
 - (6) 時計、貴金属、宝石、装身具
 - (7) 書籍、事務用品
 - (8) 写真器材、写真感光材
 - (9) コンピュータ機器、コンピュータ用ソフトウェア
 - (10) 自動車、自動二輪車、自転車、自動車用部品、自動車用品
 - (11) 燃料
- 4．塗装工事の請負および施工
- 5．建築物の営繕工事の請負および施工
- 6．不動産の売買、賃貸、仲介および管理
- 7．会社経営に関するコンサルタント
- 8．貨物自動車運送および倉庫事業
- 9．損害保険代理業
- 10．販売促進物の企画、製造および販売
- 11．電気の供給事業
- 12．前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を大阪市に置く。

(公告の方法)

第 4 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、1,300万株とする。

(自己の株式の取得)

第6条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって、同条第1項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式の買増し)

第8条 当社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規則の定めるところにより、その単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株式取扱規則)

第9条 当社の単元未満株式の買取および売渡し、その他株式または新株予約権に関する取扱いならびに手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、取締役会で定める株式取扱規則による。

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株式につき株主名簿管理人を置く。

株主名簿管理人および事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。

(基準日)

第11条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

前項に定めるほか必要があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。

第3章 株 主 総 会

(招集の時期)

第12条 当社の定時株主総会は、毎年6月に、臨時株主総会は、必要があるときに招集する。

(招集地)

第13条 当社の株主総会は、大阪市で開催する。

(招集者および議長)

第14条 当社の株主総会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議に基づき取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

(電子提供措置等)

第 15 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

(決議の方法)

第 16 条 当社の株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 17 条 株主は、当社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、株主または代理人は、株主総会ごとに当会社に代理権を証明する書面を提出しなければならない。

第 4 章 取締役および取締役会

(員 数)

第 18 条 当社の取締役は、15名以内とする。

(取締役の選任および解任方法)

第 19 条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上にあたる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

取締役の選任決議は、累積投票によらない。

取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(任 期)

第 20 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

増員または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任中の取締役の任期が満了する時までとする。

(取締役会の設置)

第 21 条 当社は、取締役会を置く。

(代表取締役および役付取締役)

第 22 条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。

取締役会の決議によって、取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(招集権者および議長)

第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に欠員または事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

(招集通知)

第 24 条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前に発する。ただし、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。取締役会は、取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開催することができる。

(決議方法等)

第 25 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。当社は、取締役(当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

(取締役会規則)

第 26 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(報酬等)

第 27 条 取締役の報酬、賞与其他の職務執行の対価として会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 28 条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任につき、法令が定める額を限度として責任を限定する契約を締結することができる。

第5章 監査役および監査役会

(監査役および監査役会の設置)

第 29 条 当社は、監査役および監査役会を置く。

(員数)

第 30 条 当社の監査役は、5名以内とする。

(監査役の選任および解任方法)

第 31 条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

監査役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(任 期)

第 32 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期が満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第 33 条 常勤の監査役は、監査役会の決議によって選定する。

(招 集 通 知)

第 34 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前に各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

(決 議 方 法)

第 35 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会規則)

第 36 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。

(報 酬 等)

第 37 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第 38 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第 1 項に規定する監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間で、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任につき、法令が定める額を限度として責任を限定する契約を締結することができる。

第 6 章 会 計 監 査 人

(会計監査人の設置)

第 39 条 当社は、会計監査人を置く。

(選 任)

第 40 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(任 期)

第 41 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(報 酬)

第 42 条 会計監査人の報酬、その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任免除)

第 43 条 当会社は、会社法第426条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第 1 項に規定する会計監査人(会計監査人であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

第 7 章 計 算

(事 業 年 度)

第 44 条 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月31日までとする。

(剰余金の配当)

第 45 条 剰余金の配当は、毎年 3 月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して行う。

前項のほか、取締役会の決議により、毎年 9 月30日を基準日として中間配当をすることができる。

(剰余金の配当の除斥期間)

第 46 条 剰余金の配当は、その支払確定の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当会社は、その支払義務を免れる。

附 則

(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)

第 1 条 定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および定款第15条(電子提供措置等)の新設は、2022年 9 月 1 日から効力を生ずるものとする。

前項の規定にかかわらず、2022年 9 月 1 日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)は、なお効力を有する。

本条の規定は、2022年 9 月 1 日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

(2022年<令和 4 年> 6 月29日変更 同日施行)